

予定納税

第2期分の納付をお忘れなく



税のたより

第340号

(令和3年11月1日)

編集兼発行

京都市上京区油小路通
元誓願寺下ル頭町490

公益社団法人 上京納税協会
上京納税貯蓄組合連合会

11月は所得税及び復興特別所得税の予定納税の第2期分の納付月です。納付額は6月中旬に税務署から送られてきた第1期分の通知書に記載されていますので、この金額を11月1日から11月30日の間に納めてください。

振替納税が便利です

納税に関しては振替納税を利用されますと、安全、便利、確実です。この場合、税金の納付書はあなたの指定した金融機関に送付され、期日になると、自動的に預金口座から引き落としされます。

個人事業税の第2期分もお忘れなく

個人事業税の第2期分は、納税通知書（原則として第1期分の納税通知書に同封しています。）に記載されている期日までに、金融機関に納付してください。

ご入会の手続き

上京納税協会の窓口にある「入会申込書」に記入していただくか、ホームページからご入会いただけます。会費は、法人・個人別に決められています。詳しくは、窓口又はお電話でお尋ねください。

ご入会のお申込みはこちら

携帯電話、スマートフォンで下記のQRコードまたは、左のURLへアクセスしてください。

<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/08201>



延滞税にご注意！

納期限までに所得税及び復興特別所得税の予定納税額を納めないと、延滞税が課されます。延滞税の額は、納期限の翌日からその税額を完納する日までの日数に応じて、未納の税額に対して一定の率を乗じて算出した金額です。ただし、納期限の翌日から2か月間に限っては、この割合が軽減されることとなっています。

予定納税の減額申請は11月15日までに！

今年の申告納税見積額が、6月に通知されてきた予定納税基準額に比べて相当少なくなると見込まれる人で一定の条件に該当する人は、11月15日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出することにより、予定納税第2期分の減額を受けることができます。

電子帳簿保存法が 改正されました

令和3年度税制改正において、電子帳簿保存法の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について抜本的な見直しがなされました。これらの改正は、令和4年1月1日に施行されます。

電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法は、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく次の3種類に区分されています。

- ①電子帳簿等保存
(電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存)
- ②スキャナ保存
(紙で受領・作成した書類を画像データで保存)
- ③電子取引
(電子的に授受した取引情報をデータで保存)

電子帳簿等保存に関する改正事項

◆ 税務署長の事前承認制度の廃止

◆ 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の整備

一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿の要件(記録事項の訂正等を行った場合にその事実内容を確認できるシステムを使用すること、取引年月日・取引金額・取引先等の条件で検索できること等)を満たして電磁的記録による備付け及び保存をし、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書あらかじめ税務署長に提出している人について、その帳簿に記録された事項に關し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されます。

◆ 最低限の要件を満たす電子帳簿の電磁的記録による保存

正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記録されるもの(複式簿記)に限らず、最低限の要件(帳簿の保存場所にパソコン等を備え付け、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるよう)にしておくこと等を満たす電子帳簿について電磁的記録による保存が可能となります。

スキャナ保存に関する改正事項

◆ 税務署長の事前承認制度の廃止

◆ タイムスタンプ要件・検索要件等の緩和

タイムスタンプ(ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことの証明)の付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされ、検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定される等の要件緩和が行われます。

◆ 適正事務処理要件の廃止

これまで必要とされていた、相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等が不要となります。

◆ 不正に係る加重算税の加重措置の整備

適正な保存を担保するため、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される加重算税が10%加重されます。

電子取引に関する改正事項

◆ タイムスタンプ要件及び検索要件の緩和

タイムスタンプ要件及び検索要件について、タイムスタンプの付与期間が最長約2か月と概ね7営業日以内とされ、検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるほか、基準期間の売上高が1000万円以下である人について、税務職員によるデータのダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検索要件の全てが不要とされます。

◆ 適正な保存を担保する措置

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその記録の保存に代えることができる措置が廃止されます。なお、消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽や仮装の事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される加重算税が10%加重されます。

インボイス制度の 登録事業者申請の受付が 始まっています

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。この登録申請の受付が令和3年10月1日から始まっています。

インボイス制度の概要

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたイ

ンボイスの保存等をする必要があります。

登録事業者の申請

登録を受けようとする事業者は、「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）」の提出が必要です。インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。申請は、次の方法により行うことができます。

◆ e-Tax による登録申請

「e-Taxソフト」のほか、「e-Taxソフト（WEB版）」及び「e-Taxソフト（SP版）」から登録申請を送信できます。e-Taxで申請を行うには、事前に電子証明書（マイナンバーカード等）と利用者識別番号等を取得しておく必要があります。

◆ 郵送による登録申請

申請を郵送により行う場合は、管轄地域の「インボイス登録センター」に

申請書を送付する必要があります。書面の申請書等を、センターへ直接持ち込む事はできませんので注意が必要です。

大阪国税局管内のインボイス登録センターの所在地等は次のとおりです。

【所在地】

550-8526

大阪市西区川口2丁目7番9号

【電話番号】

06-6585-2260

なお、右に記載した電話番号は、インボイス登録センターから照会等を行う専用番号となっており、相談等は行われていません。

インボイス制度に関する一般的な電話相談については、軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）で受け付けています。

コールセンターの電話番号等は次のとおりです。

【電話番号】

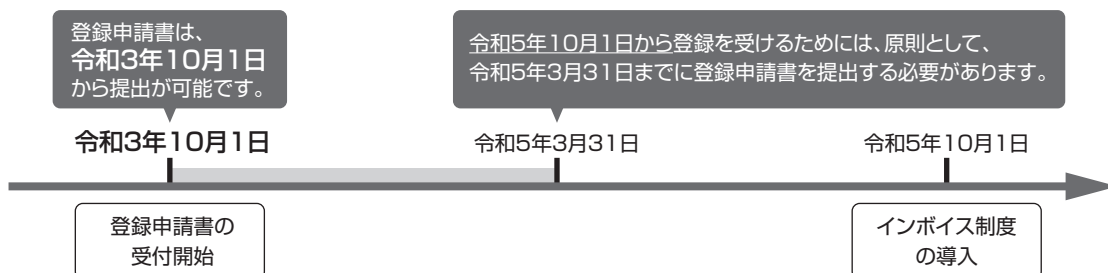
0120-205-553

（フリーダイヤル（無料））

【受付時間】

9時から17時（土日祝除く）


制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

令和3年10月1日よりインボイス制度の登録申請が受付開始



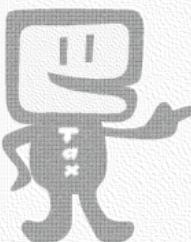
事業者の方へ

消費税の
インボイス
制度


登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。




個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)


インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

説明会サイトへ▶



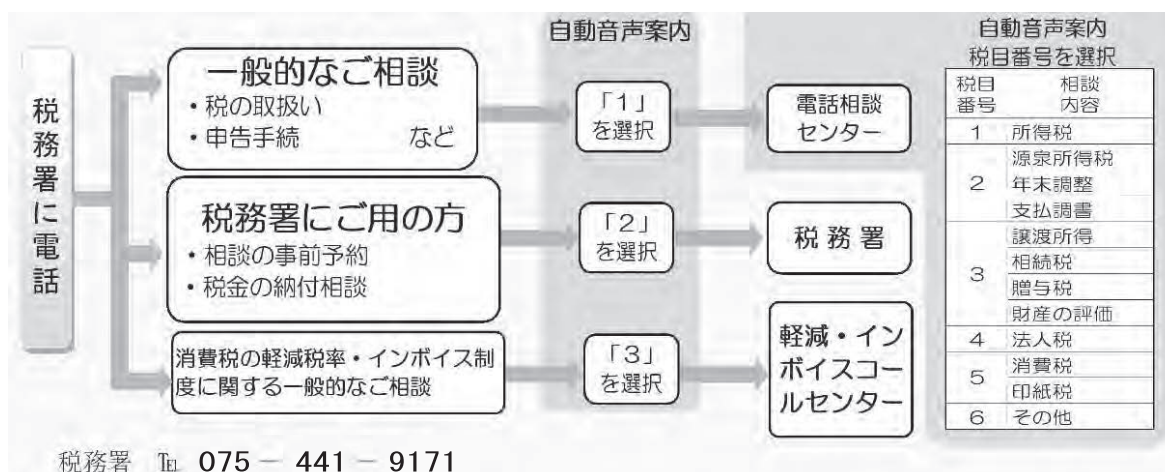
インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税に関する一般的なご相談は 電話相談センターへ

国税に関する一般的なご相談は、自動音声案内に従い「1」を選択してください。
また、消費税のインボイス制度に関する一般的なご相談は、自動音声案内に従い「3」を選択してください。



一人一人の納税が明るい未来を作ります

(上京税務署提供)

11月11日から11月17日は「税を考える週間」です

毎年、11月11日から17日「税を考える週間」として、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくための取組を行っています。

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとして特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・ 国税庁の取組などをわかりやすく最新のデータで紹介します。
- ・ 調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。

詳細は、国税庁ホームページ「税を考える週間」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/index.htm>



「キャッシュレス」で国税の納付ができます！

ダイレクト納付



e-Taxで申告されている方、源泉所得税など頻繁に納付手続をされている方

こんな方におすすめ！

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

口座振替による納付



所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業主の方

こんな方におすすめ！

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。



消費税及び地方消費税の納税は期限内に

- 消費税及び地方消費税の税率は、10%です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

期限内納付のために

- 課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

確かな納税 確かな未来



京都府からの
お知らせ

■スマートフォン・タブレット端末を使った
キャッシュレス納付について

注意事項(ご利用の前に、必ずお読みください。)

- 領収証書の発行はできませんのでご注意ください。
- 納税証明書が必要な場合は、最寄りの府税事務所・広域振興局等へお問い合わせください。
- 納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、次の①～③のいずれかの方法でお願いします。
 - ① 府税事務所・広域振興局等の窓口で現金で納付後、納税証明書交付請求
 - ② 金融機関、コンビニエンスストア等で現金で納付後、府税事務所・広域振興局等の窓口で領収証書を持参し、納税証明書交付請求
 - ③ スマートフォン等でクレジットカード納付の手続完了後、府税事務所・広域振興局等の窓口で納税証明書交付請求
- 金融機関、コンビニエンスストアや府税事務所の窓口等でのクレジットカード及びスマートフォンアプリの提示による納付はできません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- 納付できるのは、税額が30万円以下の納付書に限ります。(au PAYは25万円以下の納付書に限ります。)
- 納付書1枚ごとの手続となります。口座振替のように一度の手続で次回(来年度)以降の府税を引き落とすものではありません。

●クレジットカード・ネットバンキング ご用意いただくもの

コンビニ収納用
バーコードが印字
された納税通知書
(納付書)



ネットバンキング対応の銀行口座

※ネットバンキング対応の金融機関については、以下のURLよりご確認ください。

https://ssl.f-regi.com/payeasy/bank_list.cgi

上記ロゴのあるクレジットカード

納付可能期間

- 納税通知書(納付書)に記載されている「**コンビニ取扱期限**」までです。
※期限当日の23:30までに納付手続を完了していただく必要があります。

納付方法

- 納税通知書(納付書)とクレジットカードをお手元に用意し、カメラ機能のあるスマートフォン・タブレット端末から**京都府税納付サイトにアクセスしてください。**
- 京都府税納付サイトのアクセス方法



京都府税 クレジット

検索

システム利用料(手数料)について

- 税額の外に1件につき、次のシステム利用料(手数料)がかかります。**

●クレジットカード決済

納付金額	システム利用料(税込)
1円～10,000円	110円
10,001円～20,000円	220円
20,001円～30,000円	330円
30,001円～40,000円	440円
40,001円～50,000円	550円

以降納付金額が10,000円増えるごとに、110円(税込)加算されます

●ネットバンキング決済

納付件数	システム利用料(税込)
1件	110円

定額となり、納付金額によりシステム利用料は変わりません

- ※システム利用料は、京都府の収入ではありません。
- ※理由にかかわらずシステム利用料はお返しできません。

●スマートフォンアプリを利用した納付

※システム利用料(手数料)はかかりません。

ご利用いただける3種類のアプリ・・・LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い、au PAY(請求書支払い)

LINE Pay 請求書支払い

PayPay

au PAY

※LINE Payはタブレットからはご利用になれません。

納付可能期間

- 納税通知書(納付書)に記載されている「**コンビニ取扱期限**」までです。
※期限当日の23:30までに納付手続を完了していただく必要があります。

納付方法

- コンビニ収納用バーコードが印字された納税通知書(納付書)をお手元に用意し、**利用するアプリをスマートフォンにインストールし、残高をチャージした上でご利用ください。**納付方法については、京都府ホームページをご覧ください。

- 京都府ホームページのアクセス方法

京都府税 アプリ

検索



京都府・京都市からのお知らせ

事業主のみなさまへ

個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

京都府と京都府内の全ての市町村は、平成30年度から、原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

また、大阪府、兵庫県、和歌山県及び各府県内市町村においても、平成30年度から同様の取組を実施しており、先行して取組を実施していた滋賀県、奈良県を含め近畿全ての府県と市町村が、個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払の際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

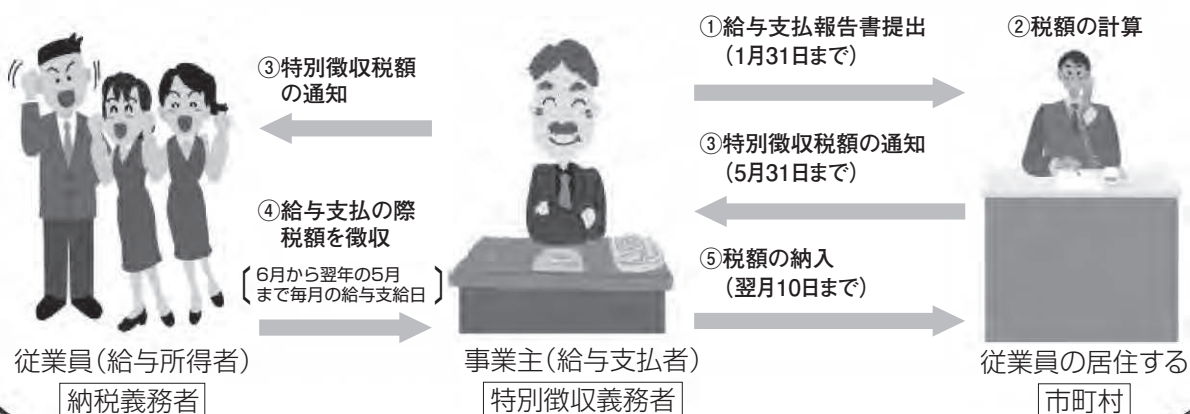
■特別徴収のメリット

これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、

- ・金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
- ・年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくて済む。

など、便利な制度です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



問合せ先

京都府 税務課 課税・電算担当
京都市 市税事務所 法人税務担当

075-414-4433
075-213-5246

決算の順序とチェックポイント

I 棚卸表の作成

- 商品や消耗品の種類、品質、型などの異なるごとにその数量を実地に棚卸し(※1)
- 棚卸資産をあらかじめ税務署に届け出ている方法で評価して棚卸高を計算(届け出していない場合は、最終仕入原価法で評価)(※2)

(※1) 棚卸しをしなければならない資産

- ① 商品など…商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物、仕損じ品、作業くずなど
 - ② 消耗品など…まだ使用していない包装材料、ガソリン、事務用品などの消耗品や使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の工具、器具、備品などの減価償却資産
- ※ 通常の年に比べて特に増えていない消耗品などについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。

II 帳簿の照合・点検

- 領収書との照合
- 売掛帳との照合
- 買掛帳との照合
- 科目ごとの累計の計算
- 記入漏れ・ミス等の点検

(※2) 棚卸資産の評価方法には原価法(6種類)と低価法があり、低価法は青色申告者のみ選択できます。

評価方法については、例えば、商品については最終仕入原価法、主要原材料は総平均法というように棚卸資産の区分ごとに方法を選定し、税務署へ届けておけば、その方法で評価することができます。

最も簡単な評価方法は最終仕入原価法で、次の算式によります。

$$\text{年末に一番近いところ} \times \frac{\text{年末棚卸資産}}{\text{で仕入れた仕入単価の数量}} = \text{年末棚卸高}$$

III 決算整理・青色申告の特典計算

- 減価償却費の計算
- 期間損益の点検
- 必要経費の整理
- 仕入金額の整理
- 青色申告の特典計算(※3)
- 売上金額の整理
- 消費税等の経理処理
- 収入金額の整理

(※3) 青色申告の特典

●青色申告特別控除

複式簿記の記帳者で期限内申告などの条件を満たせば最高55万円(注)を控除可能です。条件を満たしていない青色申告者は最高10万円の特別控除が受けられます。

●青色事業専従者給与の必要経費算入

●貸倒引当金の繰入れ

$$\left(\begin{array}{l} \text{年末の売掛金など} \\ \text{一括評価貸金の残高} \end{array} \right) \times 5.5\%$$

●退職給与引当金の繰入れ

●純損失の繰越し控除・繰戻し還付

●小規模事業者の所得計算の特例

IV 決算書の作成

- 決算チェック表などを作り、項目ごとに検算
- 比率分析により、売上金額や経費などを各種別に検算

(注) 電子申告又は電子帳簿保存を行う場合、最高65万円の控除となります。

経営に役立つ納税協会の

複式帳簿・簿記教室

納税協会では、正規の簿記の原則に対応した『使いやすく経営に役立つ複式帳簿』を発行しています。

この帳簿は、貸借対照表や損益計算書など、青色申告特別控除を受けるに当たって必要な帳簿、書類等を一冊にまとめています。

現在、青色申告特別控除額は最高55万円(又は65万円)となっており、正規の簿記による記帳は事業を営む方にとって大変メリットの大きいものになっています。

また、正規の簿記によって記帳し、申告書を作成することは、より正確な経営状態を把握することにつながり、必ず事業繁栄のお役に立ちます。納税協会では、この『使いやすく経営に役立つ複式帳簿』を利用した「簿記教室」も併せて開催しています。

複式帳簿及び簿記教室に関するお問い合わせは、納税協会まで!

納税協会会員のみなさまへ
納税協会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン
Lタイプα [無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)]



ポイント1 安心の長期保障

経営者が万一の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

ポイント2 柔軟な保障コスト(保険料)

「保険金額」「保険期間」の設定に加え、解約払戻金抑制割合を指定することで、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計することができます。

ポイント3 長期安定的な解約払戻金

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづくため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

- ※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。
- ※解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0~100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時のみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。
- ※この保険には満期保険金・配当金はありません。
- ◎この資料は、2019年8月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、納税協会会員向けの制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社 **DAIDO** 大同生命保険株式会社
 京都支社 / 京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F)
 TEL 075-231-5341 F-2019-1003(2019年8月7日)



AIG 損保

**企業防衛・福利厚生目的に
 納税協会のビジネスガードシリーズ**

地域社会に貢献する
 **納税協会の自動車保険**

AIG損害保険株式会社は、充実の補償とサービスで、納税協会の会員企業を自動車に関する様々なリスクからお守りします。



AIG損害保険株式会社
 URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
京都支店

〒600-8372
 京都市下京区五条通大宮南門前町480
 TEL. 075-371-2111 FAX. 075-341-4380
 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152296 2020-01)

考えてみよう 身近な税を



アフラックの「がん保険」は 「納税協会の福祉制度」に 導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



〈引受保険会社〉

アフラック 京都支社 納税協会用フリーダイヤル ☎0120-876-505 ※今後の対応は担当の募集代理店が行います。